

VOL.2111

税務・財務 ニュース

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。私どもは、これらの情報をお客様のお役に立てていただければと願っております。ご自身にどう当てはめたらよいのかをお考えいただき、ご不明な点がございましたら、一緒に検討させていただきたく存じます。税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友弘 正人

[今月のテーマ]

インボイス制度（適格請求書等保存方式） の理解と準備について

[contents]

- ◆ 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要
- ◆ 適格請求書発行事業者の登録申請
- ◆ 適格請求書の記載事項
- ◆ 売手と買手の留意点



税理士法人 トータル財務プラン
行政書士法人 トータル財務プラン
一般社団法人 トータル財務プラン
株式会社 トータル財務プラン
友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087 神戸市中央区御幸通3丁目1番8号
ライオンズ三宮ビル 2F

TEL : 078-221-7711 FAX : 078-221-7717
info@topp.co.jp <https://topp.co.jp>

インボイス制度（適格請求書等保存方式）の理解と準備について

1. はじめに

令和1年10月1日から軽減税率制度の実施で、標準税率（10%）と軽減税率（8%）の複数税率となりました。

複数税率処理も浸透し、今回は「適格請求書等保存方式」が令和5年10月1日から導入されるため、その仕組みと準備すべき内容をお伝え致します。

適格請求書等保存方式は「インボイス制度」と呼ばれています。

消費税率が複数税率となり、消費税の申告計算を行う際の仕入税額控除を適正に行うために「インボイス制度」が導入されることになりました。

2. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の概要

◆導入時期

令和5年10月1日に導入されます。

◆適格請求書とは

売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額等を伝えるための手段であり、**登録番号**のほか一定の事項が記載された請求書や納品書等の書類です。

適格請求書を交付することができるのは、**税務署長の登録を受けた適格請求書発行事業者**に限られます。

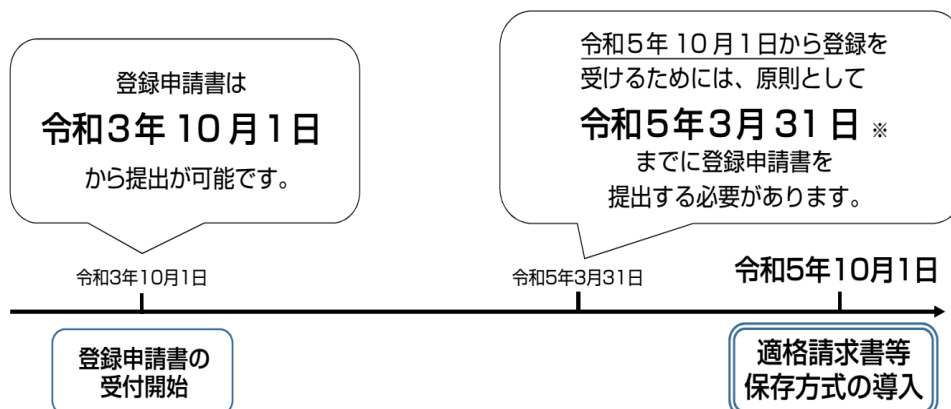
3. 適格請求書発行事業者の登録申請

登録を受けるためには登録申請書を税務署に提出する必要があります。

税務署による審査後、登録された場合は登録番号の通知及び公表が行われます。公表情報はインターネットを通じて確認することが出来ます。

◆登録申請スケジュール

登録申請書は e-Tax により提出が出来ます。



4. 適格請求書の記載事項

- ① 適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び
登録番号
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
（税抜き又は税込み）及び適用税率
- ⑤ 税率ごとに区分した消費税額等※
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

△△商事(株)
登録番号 T 012345...

11月分 131,200円 ××年11月30日

日付	品名	金額
11/1	魚 *	5,000円
11/1	豚肉 *	10,000円
11/2	タオルセット	2,000円
...		
合計	120,000円	消費税 11,200円
8%対象	40,000円	消費税 3,200円
10%対象	80,000円	消費税 8,000円

* 軽減税率対象

上記①④⑤の下線項目が現行の区分記載請求書の記載事項に追加される項目です。

不特定多数の者に対して販売等を行う小売業、飲食店業等に係る取引については、適格請求書に代えて、**適格簡易請求書**を交付することができます。

5. 売手と買手の留意点

◆売手の留意点

適格請求書発行事業者には、原則以下の義務が課せられます。

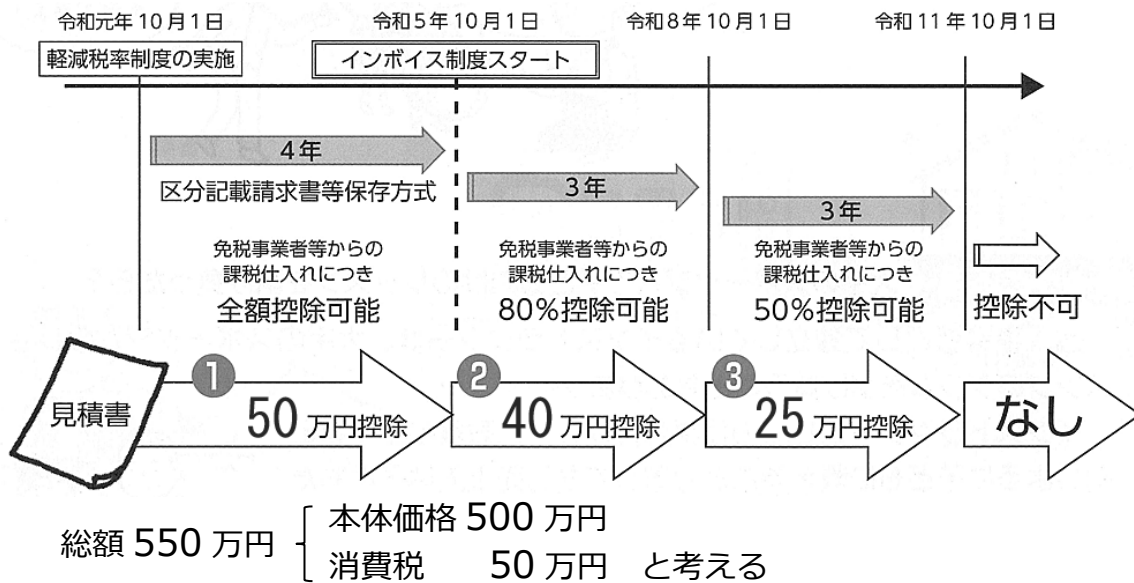
- 適格請求書の交付義務
- 適格請求書、適格返還請求書、修正した適格請求書の交付義務
- 写しの保存義務

◆買手の留意点

- 一定の事項を記載した帳簿及び請求書等の保存が仕入税額控除の要件となります。
- 免税事業者や消費者など、適格請求書発行事業者以外の者**から行った課税仕入は、原則として仕入税額控除の適用を受けることができません。

ただし、一定の期間は免税事業者等からの課税仕入れに係る経過措置（制度導入後6年間の一定割合の仕入税額控除）があります。

◆免税事業者で、インボイス発行事業者の登録せず の場合



※ この経過措置による仕入税額控除の適用に当たっては、免税事業者等から受領する区分記載請求書等と同様の事項が記載された請求書等の保存とこの経過措置の適用を受ける旨（80%控除・50%控除の特例を受ける課税仕入れである旨）を記載した帳簿の保存が必要です。

6. 最後に

インボイス制度の導入は2年後の令和5年10月1日からですが、適格請求書発行事業者の登録申請は令和3年10月1日から始まっています。

現在すでに消費税の申告と納税を行っている事業者は適格請求書発行事業者の申請となりますが、免税事業者である会社や個人事業者の方は、適格請求書発行事業者の申請を行うかの検討が重要です。現在の取引先は制度導入後、原則免税事業者への支払いは仕入税額控除の適用が受けられないため取引に影響が出て来る可能性があります。

適格請求書発行事業者になると免税事業者は消費税の申告納税義務が生じ、基準期間の課税売上高が1,000万円以下になっても免税事業者となれず、申告と納税が必要となります。

適格請求書発行事業者の登録で気になることがございましたら、弊社担当者にご相談下さい。

執筆者 谷 修二